

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○ 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（農林水産二）  
○ 一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令（経済産業二）

### 〔告 示〕

○ 肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産六四）  
○ 肥料の登録が失効した件（同六五）  
○ 生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同六六）  
○ 船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通八二）  
○ 海上における射撃訓練を実施する件（防衛九、一〇）  
○ 九頭竜川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（近畿地方整備局一）

### 〔人事異動〕

内閣 法務省 国土交通省 最高裁判所

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

官庁事項

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）

国家試験

平成二十九年一級土木施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付（国土交通省）

### 〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、北朝鮮特定貨物の保管、一級建築士の免許の取消し関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

特殊法人等

企業年金基金変更関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

## 省 令

### ○ 農林水産省令第二号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成三十年一月十六日

農林水産大臣 齋藤 健

### 第一条 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（家畜改良増殖法施行規則の一部改正）

第一条 家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>（検査の方法）</p> <p>第一条 独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、家畜改良増殖法（以下「法」という。）第四条第一項本文の検査（以下「定期検査」という。）及び同項第一号の検査（以下「センターの臨時検査」という。）を行うときは、次の各号のいずれかに該当する職員にこれらの検査を担当させなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において、獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>三・四（略）</p>	<p>（検査の方法）</p> <p>第一条 独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、家畜改良増殖法（以下「法」という。）第四条第一項本文の検査（以下「定期検査」という。）及び同項第一号の検査（以下「センターの臨時検査」という。）を行うときは、次の各号のいずれかに該当する職員にこれらの検査を担当させなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において、獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者</p> <p>三・四（略）</p>

### 第二条 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（病原体取扱主任者の要件）</p> <p>第五十六条の十九 法第四十六条の十三第一項の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる者であつて、家畜伝染病病原体の取扱に関する十分な知識経験を有するものから選任することとする。</p> <p>一〇五（略）</p>	<p>（病原体取扱主任者の要件）</p> <p>第五十六条の十九 法第四十六条の十三第一項の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる者であつて、家畜伝染病病原体の取扱に関する十分な知識経験を有するものから選任することとする。</p> <p>一〇五（略）</p>

六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十  
六号）に基づく大学において生物学若し  
くは農学の課程若しくはこれらに相当す  
る課程を修めて卒業した者（これらの課  
程を修めて同法に基づく専門職大学の前  
期課程を修了した者を含む。）又は同法第  
百四条第七項第二号に規定する大学若し  
くは大学院に相当する教育を行う課程が  
置かれる教育施設において生物学若しく  
は農学の課程若しくはこれらに相当する  
課程を修めて同号に規定する課程を修了  
した者

六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十  
六号）に基づく大学又は同法第百四条第  
四項第二号に規定する大学若しくは大学  
院に相当する教育を行う課程が置かれる  
教育施設において生物学若しくは農学又  
はこれらに相当する課程を修めて卒業し  
た者

（森林法施行規則の一部改正）  
第三条 森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第九十一条 第八十九条第一号の区分の試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 大学院を修了した者（機構から修士の学位を授与された者を含む。）で、その後当該試験の実施期日までに、次のイからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上に達するもの</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 大学（大学院及び短期大学を除く。）又は農林水産大臣が指定する教育機関を卒業した者（機構から学士の学位を授与された者を含む。）で、その後当該試験の実施期日までに、前号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が四年以上に達するもの</p> <p>三 短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）又は農林水産大臣が指定する教育機関を卒業した者（専門職大学の前期課程</p>	<p>第九十一条 第八十九条第一号の区分の試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 大学院を修了した者で、修了後当該試験の実施期日までに、次のイからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上に達するもの</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 大学（大学院及び短期大学を除く。）又は農林水産大臣が指定する教育機関を卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、前号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が四年以上に達するもの</p> <p>三 短期大学又は農林水産大臣が指定する教育機関を卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、第一号イからハま</p>

にあつては、修了した者）で、その後当該試験の実施期日までに、第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が六年以上に達するもの

四（略）

2 前項に規定する「大学院」、「高等学校」、「中等教育学校」、「大学」、「短期大学」又は「専門職大学」とは、それぞれ学校教育法による大学院、高等学校、中等教育学校、大学、短期大学又は専門職大学をいい、「機構」とは、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）による独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）による大学評価・学位授与機構を含む。）をいう。

3（略）

2 前項に規定する「大学院」、「高等学校」、「中等教育学校」、「大学」又は「短期大学」とは、それぞれ学校教育法による大学院、高等学校、中等教育学校、大学又は短期大学をいう。

3（略）

（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部改正）  
第四条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（検査員の条件及び数） 第十七条 法第九条第四号（法第十一条第二項（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）、法第十三条第三項（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）及び法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める条件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十 六号）による大学（短期大学を除く。）又はこれに相当する外国の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後一年以上特定飼料等の検査の実務に従事した経験を有するものであること。</p>	<p>（検査員の条件及び数） 第十七条 法第九条第四号（法第十一条第二項（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）、法第十三条第三項（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）及び法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める条件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十 六号）による大学又はこれに相当する外国の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後一年以上特定飼料等の検査の実務に従事した経験を有するものであること。</p>

二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又はこれらに相当する外国の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後三年以上特定飼料等の検査の実務に従事した経験を有するものであること。

三 (略)

2 (略)

第三十二条 法第二十五条第一項の農林水産省令で定める資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 (略)

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業したこと（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了したことを含む。）。

三 (検査員の条件及び数)

第五十条 法第二十九条第三項において準用する法第九条第四号（法第二十九条第三項において準用する法第十一条第二項及び法第三十条第三項において準用する法第十三条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める条件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれらに相当する外国の学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後三年以上特定飼料等の検査の実務に従事した経験を有するものであること。

三 (略)

2 (略)

第三十二条 法第二十五条第一項の農林水産省令で定める資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 (略)

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業したこと。

三 (検査員の条件及び数)

第五十条 法第二十九条第三項において準用する法第九条第四号（法第二十九条第三項において準用する法第十一条第二項及び法第三十条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める条件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又はこれらに相当する外国の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後一年以上分析検査の実務に従事した経験を有するものであること。

二・三 (略)

2 (略)

第五十条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令（平成十六年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

改正後

第一条 立入検査等を行わせる職員等の条件  
 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十二条第三項に規定する農林水産大臣が発する命令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 (略)

二 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において農学、化学、工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、三年以上、前号イから二までに掲げる区分に応じ、それぞれイから二までに規定する業務に従事した経験を有する者

三 (略)

改正前

第一条 立入検査等を行わせる職員等の条件  
 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十二条第三項に規定する農林水産大臣が発する命令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 (略)

二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において農学、化学、工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上、前号イから二までに掲げる区分に応じ、それぞれイから二までに規定する業務に従事した経験を有する者

三 (略)

第六条 (農業改良助長法施行規則の一部改正)

農業改良助長法施行規則（平成十七年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(受験資格)</p> <p>第四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 大学院の修士課程を修了した者(機構から修士の学位を授与された者を含む)で、その後当該試験の実施期日までに、次のイからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上に達するもの</p> <p>イ(ハ) (略)</p> <p>二 大学(大学院及び短期大学を除く)、都道府県立農業講習施設(農業又は家政に関する技術についての普及指導に従事する者の養成の事業を行うもので、短期大学(専門職大学の前期課程を含む)を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認められた者を受講資格とする修業年限二年以上のものに限る。)若しくはこれに準ずる教育施設又は都道府県立農業者研修教育施設(法第七条第一項第五号に掲げる事業を行うもので、短期大学(専門職大学の前期課程を含む)を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認められた者)を入学資格とする修業年限二年以上のもの(研究課程に限る。)を卒業した者(機構から学士の学位を授与された者を含む)で、その後当該試験の実施期日までに、前号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が四年以上に達するもの</p> <p>三 短期大学(専門職大学の前期課程を含む)、都道府県立農業講習施設(農業又は家政に関する技術についての普及指導に従事する者の養成の事業を行うもので、高等学校を卒業した者又は都道府県</p>	<p>(受験資格)</p> <p>第四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 大学院の修士課程を修了した者で、修了後当該試験の実施期日までに、次のイからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上に達するもの</p> <p>イ(ハ) (略)</p> <p>二 大学(大学院及び短期大学を除く)、都道府県立農業講習施設(農業又は家政に関する技術についての普及指導に従事する者の養成の事業を行うもので、短期大学を卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認められた者を受講資格とする修業年限二年以上のものに限る。)若しくはこれに準ずる教育施設又は都道府県立農業者研修教育施設(法第七条第一項第五号に掲げる事業を行うもので、短期大学を卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認められた者)を入学資格とする修業年限二年以上のもの(研究課程に限る。)を卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、前号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が四年以上に達するもの</p> <p>三 短期大学、都道府県立農業講習施設(農業又は家政に関する技術についての普及指導に従事する者の養成の事業を行うもので、高等学校を卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有する</p>

<p>知事がこれと同等以上の学力を有すると認められた者を受講資格とする修業年限二年以上のものに限る。)、都道府県立農業講習所若しくは都道府県立農業者研修教育施設(法第七条第一項第五号に掲げる事業を行うもので、高等学校を卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認められた者)を入学資格とする修業年限二年以上のもの(養成課程に限る。)若しくはこれに準ずる教育施設を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)又は農林水産大臣が指定する研修課程を修了した者で、卒業又は修了後当該試験の実施期日までに、第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が六年以上に達するもの</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定する「大学院」、「高等学校」、「中等教育学校」、「大学」、「短期大学」又は「専門職大学」とは、それぞれ学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学院、高等学校、中等教育学校、大学、短期大学又は専門職大学をいい、「機構」とは、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)による独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)による大学評価・学位授与機構を含む。)をいう。</p>	<p>と認められた者を受講資格とする修業年限二年以上のものに限る。)、都道府県立農業講習所若しくは都道府県立農業者研修教育施設(法第七条第一項第五号に掲げる事業を行うもので、高等学校を卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認められた者)を入学資格とする修業年限二年以上のもの(養成課程に限る。)若しくはこれに準ずる教育施設を卒業した者又は農林水産大臣が指定する研修課程を修了した者で、卒業又は修了後当該試験の実施期日までに、第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が六年以上に達するもの</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定する「大学院」、「高等学校」、「中等教育学校」、「大学」又は「短期大学」とは、それぞれ学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学院、高等学校、中等教育学校、大学又は短期大学をいう。</p>
<p>附則</p> <p>この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>○経済産業省令第二号</p> <p>一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>平成三十年一月十六日</p> <p>一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令</p> <p>第一条 一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>経済産業大臣臨時代理</p> <p>国務大臣 茂木 敏充</p>